

「ノーライセンス・ノーチップ」戦略の法的側面 —競争法から見た比較法的考察—

藤野 仁三*

1. はじめに

1.1 本稿の目的

無線通信業界には「ABQ」という隠語がある。これは「AnYthing but Qualcomm」の頭文字をとったもので、「クアルコム以外なら何でもよい」程度の意味であろう。そこには、クアルコムとその技術・製品に対する業界の強い忌避感が透けて見える。このことから、クアルコムの存在がいかに大きいか伺い知れる。

クアルコムの絶対的な地位は、無線通信分野での開発技術を積極的に特許化し、そのライセンス収入を更なる研究開発に投資することで確立されてきた。その研究開発費は、米国の裁判資料によれば事業収益の3分の2に相当するという。蓄積された特許網は厚く、しかも広範囲にわたる。クアルコムから特許ライセンスを得ずに市場参入を図るのはほぼ不可能と言われるほどである。その存在感は、標準必須特許(SEP)を盛り込んだ特許ポートフォリオ・ライセンスのスキームにより一層強化されている。

そのようなスキームをもつライセンス戦略が「ノーライセンス・ノーチップ」(No license, No Chips)である。この戦略について主要国の競争当局は、2000年代に競争法の違反の観点から調査に着手し、当初、競争法違反とする審決が続出した。しかし、2010年代になるとそれが見直され、2020年代には日米欧の3極では「違反ナシ」の結論となった。

本稿は、クアルコムの「ノーライセンス・ノーチップ」戦略について、日米欧3極における審判決例を検討し、この戦略についての競争当局の考え方を検討するものである。なお、韓国、中国、台湾における状況についても本稿の「おわりに」にその顛末を記載した¹。

本題に入る前に、クアルコムの企業プロフィールと同社のライセンス戦略である「ノーライセンス・ノーチップ」を概観する。

1.2 クアルコムのプロフィール

クアルコムは、カリフォルニア大学からスピニングアウトしたアーウィン・M・ジェイコブス等が中心になって1985年に設立された。当時、米国はモータリゼーションの絶頂期にあり、車載電話サービスの需要が急増しており、業界では車載電話の通信方式を従来型のアナログからデジタル方式に変更することを検討していた。クアルコムが開発した次世代型のCDMA方式(符号分割多元接続)が2G規格として有力候補であったが、最終的にはTDMA方式(時分割多元接続)が規格として採用された²。

TDMAが2G規格として採択された後も、クアルコムはCDMAを3G規格として採択するよう働きかけ、そのためにCDMA専用の基地局を設置し、実用実験を行った。90年代には、CDMA方式に必須の米国特許2件を取得し、その後も通信規格に必須となる関連特許を蓄積していった。蓄積された2G関連、3G関連の特許

1-本稿で主に取り上げる事件に関連する法律は、日本では独占禁止法、米国では反トラスト法、EUでは競争法と呼称が異なるが、本稿ではそれぞれの管轄で一般的に使用されている名称を使用する。

2-2G規格として、日本ではPDC方式、欧州ではGSM方式がそれぞれ採用されたが、これらの方式は相互の互換性が無いため、携帯電話の普及と共に相互互換性をもつ3G規格への需要が高まっていった。

件数は2000年代までには数千件に及ぶ。

このような分厚い特許網をベースにして、クアルコムは2005年から2008年にかけて、ノキアやブロードコムとの間で壮絶な特許訴訟を米国のみならず欧州でも展開した。ノキアとの訴訟では、2G特許を行使して2G市場を席卷していたノキアに3Gへの移行を促し、ブロードコムとの訴訟では3G特許を行使して3Gの技術覇権を争った³。

クアルコムは、特許ライセンスで得られる資金力を活かし、旺盛な企業買収を行った。2009年にはAMDからモバイルプラットフォーム部門を買収し、その技術をベースにして独自の半導体集積回路(チップ)を開発した⁴。また、2011年には無線チップメーカーであるアセロス・コミュニケーションズを買収し、無線LAN技術の開発にも着手した。

このような企業買収を通して、通信技術だけではなく、通信技術を実施するために必要なチップなどのハードウェアの製造も手がけるようになり、CDMA携帯電話用チップ市場ではほぼ独占に近い地位を確立した⁵。

クアルコムの市場における立場は、ハードとソフトの両方をカバーしている点でユニークである。例えば、Nokia, Ericsson, Interdigitalなどは、無線通信のSEPポートフォリオを持つものの、自らはモデムチップを製造していない。また、モデムチップで競合するMedia Tek, HiSilicon, Samsung LSI, ST-EricssonやVIA Telecom (Intelが2015年に買収)などは、クアルコムに肩を並べるほどの無線通信に関連するSEPポートフォリオを持っていないからだ。

1.3 クアルコムのライセンス戦略

クアルコムは、CDMA用チップセットの独

自技術を開発し、特許ポートフォリオのライセンスとモデムチップセットの供給を抱き合せて提供する。これが「ノーライセンス・ノーチップ」(No license, No chips)と呼ばれる事業戦略である。

クアルコムは、約14万件(出願中のものを含む)のCDMA関連特許を保有する(2018年3月現在)。これらの特許を「携帯電話に必須な特許(SEP)」「携帯電話以外に必須な特許(non-cellular SEP)」「非必須だが実装される特許(non-SEP)」の3つのグループに分け、それらを個別ではなく一括してライセンスする方針をとる。従って、ライセンシーは3つのグループから特定グループを選ぶことはできない⁶。

ライセンス契約の下で、クアルコムの特許ポートフォリオ・ライセンスとモデムチップセットは、抱き合せて提供される。モデムチップセットはクアルコム自ら製造したものではなく、海外大手メーカーに製造委託したもので、スマートフォンなどの端末メーカー(OEM)は、委託製造されたモデムチップセットをクアルコムから購入し、それを自社製品に組み込んで製品を完成させるのである⁷。

また、ライセンス契約には特許不主張条項(NAP条項)があり、ライセンシーは保有特許をライセンサーであるクアルコムには権利行使できない約定となっている⁸。

2. 無償クロス条項と不競争条項の違法性(日本)

日本におけるクアルコムのライセンス戦略は、特許ポートフォリオ・ライセンスの見返りに、ライセンシーから無償のクロスライセンスと保有特許の権利不行使を求めるもので

3-ノキアとブロードコムとの特許訴訟は、3Gへの移行を促したいクアルコムの事業戦略と2Gの技術覇権を維持したいノキアとブロードコムの事業戦略の衝突を象徴するものであった。詳細は、藤野「クアルコムの誤算—3G携帯端末をめぐる特許紛争の結末」(「一橋ビジネスレビュー」一橋大学イノベーション研究センター編、57巻3号、2009年、66～79頁)を参照されたい。

4-CDMAやLTE技術を駆動させ、ネットワーク間での通信を可能とする携帯端末の基幹部品。

5-クアルコムは2006年から2016年まで、CDMAのモデムチップ市場の90%を超える占有率を有し、2011年から2016年まで、プレミアムLTEモデムチップ市場の70%以上の占有率をもつことが、米国の裁判所の証拠資料から明らかにされている。

6-特許料は、チップセットを販売した場合には販売価格の4%、端末メーカーが端末を販売した場合には端末価格の5%に設定されている。

7-特許ポートフォリオ・ライセンスのロイヤリティには上限があり、SEPとnon-SEPの両方を含む場合、端末機器の販売額の5%、LTEポートフォリオについては4%に設定されている。

8-出所、FTC v. Qualcomm, District Court for the Northern District of California, 2019, II-B.

あった。公正取引委員会は、そのようなライセンシーに対する要求が不当な拘束条件付取引にあたるかどうかの調査を開始した。これが巷間「クアルコム事件」と呼ばれるものである。以下、その概要と独禁当局の違法性判断を検討する。

2.1 事案の概要

クアルコムは、携帯無線通信の3G規格(CDMA)に関連するSEPを含む特許ポートフォリオ・ライセンス契約(以下「ライセンス契約」という)を日本国内の端末製造販売会社との間で結んだ。ライセンス契約の特徴は、ライセンサーであるクアルコムがライセンシーに対し、SEPを含むCDMA関連特許のグローバルな非独占ライセンスを有償で提供する見返りとして、ライセンシーが保有する特許を無償でクアルコムにクロスライセンスすることを求める条項(無償クロス条項)、クアルコム、その顧客及びそのライセンシーに対し保有特許を権利行使しないことを誓約する条項(不争条項)を持つことであった。

公正取引委員会は2009年9月、ライセンス契約の中の無償クロス条項と不争条項が拘束条件付取引の疑いがあるとして独禁法違反の観点から調査を開始し、その結果、ライセンサーのクアルコムに対し当該ライセンス条件の破棄を含む排除措置命令を出した。これに対しクアルコムは、排除措置命令の取消しを求めて審判開始請求を行った⁹。

審判手続きでは、無償クロス条項と不争条項がライセンシーの事業活動を拘束するかどうか争われ、審判手続きは31回の審判を経て2017年9月に終結した。その結果、公正取引委員会は2019年3月、ライセンス契約が公正競争を阻害すると認める証拠はないとして、排除措置命令を認めないとする審決を下した¹⁰。審決の要点は以下のとおり。

2.2 ライセンス契約は不当な取引か

ライセンス契約が拘束条件付取引に当たるか

否かは、ライセンス契約の無償クロス条項と不争条項がライセンシーの事業活動を拘束し、公正な競争を阻害するおそれがあるかどうかを考慮して判断しなければならない。

本件ライセンス契約は、クアルコムが保有する特許ポートフォリオのライセンスを有償で許諾する傍ら、ライセンシーに保有特許の無償・非独占のライセンスをクアルコムに提供することを求めるものである。無償クロス条項における契約当事者の関係は「クロスライセンス」の関係であり、不争条項における関係もクロスライセンス的な関係である。クロスライセンス契約は、それ自体では公正競争を阻害するものではなく、それが公正な競争秩序を阻害するとされるのは国内業者の研究開発意欲を阻害する場合である。それが認められるためには、具体的な証拠により立証されなければならない。

担当審査官は、ライセンシーの義務の「適用範囲が広範である」「(ライセンシーの義務が)無償ライセンスとしての性格をもつ」「(当事者間の義務が)不均衡である」ことなどを理由に、ライセンス契約の条件がライセンシーの研究開発意欲を阻害するおそれがあると推認し、そのような拘束条件を持つライセンス契約は不合理であると主張した。しかしながら、その主張を裏付ける具体的な証拠は提示されていない。

2.3 適用範囲が広範か

無償クロス条項及び不争条項の対象となる特許の範囲は広すぎるとは言えない。ライセンシーは、SEPを含むCDMA関連特許の一括ライセンスを受ける条件として、保有特許のライセンスを無償で提供し、権利行使の不主張を約束したのである。その結果、ライセンシーは他のライセンシーからの権利主張から保護されている。

ライセンシー14社のうち、9社との間のライセンス契約は、無償クロス条項の期間を無期限としており、そのことが、適用範囲が広すぎるとの批判の根拠とされた。しかし、それだけで

9-平成21年9月28日付排除措置命令(平成21年(措)第22号)

10-(平成31年3月15日)クアルコム・インコーポレイテッドに対する審決について(CDMA携帯電話端末等に係るライセンス契約に伴う拘束条件付取引)

は適用範囲が広すぎる理由にはならない。SEPは標準規格の一部を包含するものであり、そのライセンスはライセンス契約が存続する限り継続するからである。

無償クロス条項によりライセンシーの権利行使が制限される対象も限定的である。それは、クアルコムからCDMA部品を購入した顧客がライセンシーの特許を侵害する場合などに限られる。CDMA部品を使用しない顧客が製造・販売した製品がライセンシーの特許を侵害する場合、ライセンシーの権利行使は妨げられることはない。

不争条項もライセンシーの権利行使を制限する範囲を具体的にするために規定されたものであって、ライセンシーの保有特許すべてに適用されるものではない。しかも、それが適用される範囲は、無償クロス条項が適用される範囲と比べると狭い。

2.4 無償ライセンスとしての性格をもつか

ライセンシーがロイヤルティ支払いの他に無償のクロスライセンスや権利不行使が求められているのは当事者間の義務の不均衡であると指摘されたが、その批判は、ライセンシーの義務だけを切り出し、それを根拠にした批判である。本件のライセンス契約はクロスライセンスの性格を持つものであり、そのような片面的な解釈をするのは適当ではない。

不争条項は、ライセンシー同士で権利主張をしないことを約束するものであり、それは、ライセンシーが保有する特許の相互利用を可能にすることを目的とするものである。他のライセンシーが保有する特許の使用を相互に保証するものであるから、ライセンシーにとっても有益な規定である。それを不均衡であると批判することは当を得ない。

審査官は、ライセンシーも莫大な費用及び労力を投じて開発した広範な特許網を構築しており、「それを無償でライセンスする」クアルコムやそのライセンシーに対して権利主張をしない

ことを約束する「クアルコムが一方的に決定したロイヤルティ料率でロイヤルティを支払うことを義務付けられる」「クアルコムは権利行使を受けずにCDMA部品を提供できる」などを根拠にして、クアルコムとライセンシーの義務が不均衡であると主張する。しかし、その主張は当を得ない。

本件ライセンス契約は、基本的にクロスライセンス契約としての性格をもつ。審査官は、ライセンス契約の特定条項についてのライセンシーの義務とクアルコムの権利だけを考慮しているが、契約によって得ることができるライセンシーの権利やクアルコムの義務については考慮していない。したがって、ライセンス契約における無償クロス条項や不争条項の不均衡性の検討方法としては適切ではない。

2.5 小 括

本章では審査官の意見とそれに対する審判廷の判断を中心にして紹介した。

最後に、審査官の意見に対するクアルコムの反論を簡単に補足しておこう。クアルコムの反論のポイントは、本件のライセンス契約が包括的なクロスライセンス契約であり、契約当事者が幅広く関連する知財権を相互にライセンスすることを約したものであるというもの。ライセンシーが、自らの特許の権利行使の制限と引き換えに、ライセンサーが保有する特許を利用できるという利益を得ており、クアルコムのライセンシーとの間で、自らの特許の権利行使の制限と引き換えに当該ライセンシーの保有特許を利用できるという利益を得ているという主張である。この主張はかなり説得力があった。審決も概ねそれに沿った内容となっているからだ。

ライセンシーからの無償クロスライセンスは、1990年代のテキサス・インスツルメンツ(TI)と日本の半導体メーカーの間のライセンス契約で既に採用されている。基本特許であるキルビー特許のライセンスを得るために、国内のライセンシーは複数の特許をTIに無償でラ

イセンスし、加えて、特許価値の差分としてTIに一時金やロイヤルティを支払う契約を結んでいた。その契約条件が独禁法上の問題があるとして組上に上ることはなかった。また、半導体ビジネスの支障となる特許紛争を回避するため、大手家電メーカーは、各社が保有する半導体特許を一括して相互にライセンスする包括的クロスライセンスを行っていたのもよく知られた事実である。

審決は、このようなビジネスの実態を踏まえた結論と言えるであろう。

3. ポートフォリオ・ライセンスの違法性 (米国)

米国におけるクアルコムのライセンスは、ライセンサーを携帯端末メーカー（以下「OEMメーカー」という）に限定し、完成品の販売価格をベースにロイヤルティを算定するスキームで行われていた。当局は、このようなライセンサーの限定と完成品の販売価格をベースにしたロイヤルティ計算手法が反競争的であるとしてクアルコムを訴えた。

3.1 事案の概要

米国の連邦取引委員会（以下「FTC」という）は2017年1月、OEMメーカーだけに許諾され、ロイヤルティを完成品の販売価格から計算する特許ポートフォリオ・ライセンスは、競合する他社の事業活動を妨害し、モバイル通信分野の技術革新を脅かすとしてクアルコムをカリフォルニア州北部地区連邦地裁に提訴した。

地裁は2019年5月、①クアルコムのライセンススキームがOEMメーカーに対する反競争的行為及び特許ライセンス交渉の反競争的慣行にあたる、②クアルコムの競合チップメーカーに対するライセンス拒否はFRAND宣言に背反し、シャーマン法第2条の下での反トラスト義務に

違反する、③アップルとの独占的取引は、他社がモデムチップ市場で実質的な占有率をもつことを排除する、④ロイヤルティが不当に高い、⑤ロイヤルティが競合他社にとって反競争的であると認定し、クアルコムにライセンススキームの見直しを求める差止命令を出した¹¹。

クアルコムは第9巡回区控訴裁判所（以下「第9控訴裁」）に上訴。第9控訴裁は2020年8月、連邦地裁の判決を破棄し、クアルコムのライセンススキームを禁止した連邦地裁の恒久的かつ世界規模の差止命令を取り消した¹²。同控訴裁は、判決理由として、本件で議論すべきなのは市場におけるクアルコムの強い支配力ではなく、クアルコムの行為によって競争が阻害されたことを合理の原則に基づいてFTCが立証しているかどうかであると指摘し、その立証はなされていないと結論付けた。

以下では「ノーライセンス・ノーチップ」をめぐる違法性の議論（主に判決文III.D）を中心に紹介する。

3.2 「ノーライセンス・ノーチップ」のスキーム

地裁は、クアルコムの事業戦略である「ノーライセンス・ノーチップ」（以下「当該ライセンス戦略」という）を批判し、それが違法であると判決した。しかし、それはOEMメーカーに対する「反競争的な被害」に焦点を当てた分析によって得られた判決である。それは「関連市場」の被害ではなく、反トラスト法の対象外の市場の被害についてのものである。

地裁は、当該ライセンス戦略を「OEMメーカーに対する反競争的行為」や「特許ライセンス交渉における反競争の方針」に区分しているが、それらの区分がクアルコムの競合会社にどのような影響を与えたか、あるいは競争領域内での競争をどのように歪めたかについては何ら特定していない。

11 - Federal Trade Commission v. Qualcomm Inc., Case No. 17-CV-00220-LHK, 2019. この事件を担当したLucy H. Koh判事（在籍、2010年から2021年まで）は意外性のある判決を出すことで知られている。「サムスン対アップル事件」では、サムスンに対しデザイン特許侵害で巨額の損害賠償額を認定し注目された。そのKoh判事が、自分の担当した判決を覆した第9控訴裁の判事として着任（2021年12月任命）したことも新たな話題となった。

12 - Federal Trade Commission v. Qualcomm Inc., No. 19-16122 (9th Cir. 2020)

クアルコムの当該ライセンス戦略がユニークであることは、OEMメーカーの証言からも明らかであるが、そのことが原因で反競争的な被害をもたらされたこと証言者は言っていない。OEMメーカーは、チップの購入先をクアルコムか他のチップメーカーにすることができる立場にある。ロイヤルティについては対立があるが、それをライセンス契約やチップ供給契約を結ぶことで解決している。アップルが2014年に主要チップのサプライヤーをIntelに変更しているが、この事実こそクアルコムのライセンス戦略がモデムチップ市場で競争排除をしていないことを物語っている。

FTCによれば、当該ライセンス戦略は、OEMメーカー（例えば、アップルやサムスンなど）に対し、他社製のモデムチップを使用している完成品（携帯電話）1台当たり一定の料率でのロイヤルティ支払いを求め、それに同意しない場合にはモデムチップを販売しない点に問題があると指摘する。しかし、このFTCの指摘には自己矛盾がある。

当該ライセンス戦略の本質は、クアルコムからチップの供給を受ける条件としてポートフォリオ・ライセンスの取得を求めている点にある。この条件は、OEMメーカーがチップのサプライヤーを選択することとは無関係であり、それはチップ供給の競争を歪めるものでもそれを阻害するものでもない。

当該ライセンス戦略は、OEMメーカーがどのチップメーカーからモデムチップを調達するかには関係なく、モデムチップの価格とライセンスのロイヤルティを折り込んだ価格を提示するものである。その価格が合理的か不合理かは反トラスト法上の問題ではない。それはクアルコムのクアルコムの顧客に与える潜在的な影響であり、関連市場の問題とは言えない。

地裁の判決は、当該ライセンス戦略が反トラスト法に違反するとまでは踏み込んでいない。たとえクアルコムのような強い市場支配力をもつ会社がチップ販売とは別にSEPライセンスで

特許料を稼いでも、モデムチップの購入先をライセンスを受けたOEMメーカーに限定したとしても、それによって法律上の問題が生じる訳ではないからだ。

事業者は、取引価格や取引条件だけでなく、取引相手も自由に選択することができる。それについてはFTCも認めている。

33 「ノーチップ・ノーライセンス」との違い

本件が問題とするライセンス戦略は、クアルコムのSEPライセンスを求めないOEMメーカーに対し、クアルコムはチップを販売しないという事業方針である。この方針と逆のアプローチ、つまり、クアルコムからチップを購入しないOEMメーカーに対し、SEPライセンスを出さないという方針（控訴裁はこれを「ノーチップ・ノーライセンス」と呼ぶ）を採ったならば、OEMメーカーはクアルコムに対し、反トラスト法違反があると主張したであろう。なぜならば、そのような事業方針はOEMメーカーに、クアルコムからチップを購入するか、クアルコムのライセンサーからチップを購入するか一の2択を迫ることになるからだ。

しかし、本件が問題とするライセンス戦略はそれとは異なる。それは、いわば「チップ・ニュートラル」、つまり、どこのチップであってもライセンスの要否問題とは無関係であることを指す。クアルコム以外のメーカーからチップを購入しても、そのチップにはクアルコム特許の技術が使用されており、すでに対価が支払われている。クアルコムがチップ販売を拒否しても、OEMメーカーは他社製のチップを購入できるので、そこには違法性の問題が生じる余地はない。それは、携帯電話の他の部品の場合と同じである。

本件のライセンス戦略は特異なものでも、クアルコムの利益を最大化するために考え出された特殊なスキームでもない。事業による利益を求める行為は、それだけでは反トラスト法上の問題にはならない。

本件は、当初、反競争的とみられた企業の新規事業が長期的にみると消費者の利益につながる American Express 事件 (2018)¹³ に類似している。本件もそれと同様に、ノキアやエリクソンが OEM メーカー向けのライセンスでクアルコムに追いつこうとし、2015年にはライバルメーカーがモデムチップ市場でクアルコムに肩を並べるようになった。我々は、反競争的効果であるとの立証が明らかでない以上、このようにダイナミックかつ急速に変化している技術市場での反トラスト法上の責任を問うことは自制すべきである。

3.4 小 括

本章では紙幅の関係もあって「ノーライセンス・ノーチップ」に関わる判決理由に絞ってその内容を紹介したので、控訴裁の争点である「SEPライセンスの義務」と「反競争的被害の有無」について、ここで判決内容を簡単に補足しておく。

① SEPライセンス義務

連邦最高裁の Aspen Skiing 判決により、市場支配力をもつ企業が正当な理由なく協調的な関係を制限して競業者を市場から排除する行為は シャーマン法2条に違反するとされる¹⁴。

地裁はこの最高裁判例を本件に適用し、クアルコムには直接競合するチップメーカーに SEP ライセンスを提供する反トラスト法上の義務があると判決した。しかし、その判決は誤りである。本件の場合、Aspen Skiing 事件で認定された事実関係、特にビジネスの状況が異なっている。本件では OEM メーカーに対してだけライセンスするという方針が採られているが、それは新しい形態のライセンス方式である。それが シャーマン法の違反が疑われるほど反競争的であるとは言えない。

FTCは、仮に Aspen Skiing 判例の下での反ト

ラスト法上の義務が課されないとしても、クアルコムには シャーマン法2条違反の反競争的な行為があると主張する。しかし、その主張には同意できない。FTCは、競合メーカーの事業機会を損うような契約違反があったことを十分に説明していないからだ。FTCは、「合理の原則」で求められる説明責任を果たしていない。むしろ、そのスキームは競争促進的であるというクアルコムの説明の方が合理的であり、業界慣行にも適っている。それを批判的に見る必要はない。

クアルコムが FRAND 宣言に違反したことに對する救済は、反トラスト法ではなく契約法 (contract) か不法行為 (tort) によって判断されるべきである¹⁵。

② 反競争的被害の有無

地裁は、クアルコムが競合チップメーカーに求めたロイヤルティは追加料金 (surcharge) にあたり、反競争的な被害を生じさせたと判断した。しかし、その判断には誤りがある。クアルコムの求めるロイヤルティ及び「ノーライセンス・ノーチップ」の事業方針は、競合メーカーによるモデムチップ販売に対する反競争的な追加料金を競合メーカーに強いるものではない。実際に、クアルコムとアップルとの間の契約は、CDMA モデムチップ市場での競争を損ねていない。アップルがその契約を終結させたため、それにより束縛されるものは何もないからだ。

4. アップルとの調達契約の違法性 (欧州連合)

欧州におけるクアルコムの「ノーライセンス・ノーチップ」の問題は、クアルコムとアップルとの間の契約の規定についての競争法違反の問題に端を発している。この問題で欧州委員会はクアルコムに対し競争法違反を認定したが、欧

13 - Ohio v. American Express Co., 585 U.S. ___ (2018)

14 - Aspen Skiing v. Aspen Highlands Skiing Corp., 472 U.S. 585, 608 (1985).

15 - Michel 元 CAFC 判事が意見書 (amicus curiae) を控訴裁に提出し、その中で次のように指摘している。「契約法や特許法による処置の方が FRAND 問題を解決するのに効果的な場合、反トラスト法の力を借りるのは誤った選択となるおそれがある。反トラスト政策はあくまでも市場競争を促すためのものである。FRAND 契約についての先端企業間の商業紛争を扱う道具としては契約法や特許法の方が勝っている。」(判決文、IIIB. 39-40 頁) 控訴裁の判決文は、Michel 元判事のコメントを引用しており、その考え方に賛同していると思われる。

州連合裁判所は調査の過程での手続上の瑕疵から欧州委員会の認定を退け、反則金の支払命令を破棄した。

本章では、事案の概要を紹介し、欧州委員会の決定とそれに対するEU裁判所（一般裁判所）の判決を紹介する。

4.1 事案の概要

クアルコムは2011年2月、アップルにチップセットを供給するための契約を結んだ。2013年2月に一部を修正するための契約（修正契約）が結ばれ、両契約（原契約と修正契約）に、アップルが必要とするLTEチップの全量をクアルコムから購入することを条件に、クアルコムがアップルに対価を支払うことが規定された。

欧州委員会は2014年8月、クアルコムのLTEチップセットの取引方針が欧州競争法に違反するおそれがあるとして調査を開始した。調査は、クアルコムの取引先や顧客を対象に行われ、広範な聞き取り調査が行われた。例えば、アップルとNVIDIAは利害関係者として調査に参加し、委員会に情報提供を行った。

調査の結果、欧州委員会は2018年1月、クアルコムのEU競争法違反を認め、約10億ユーロの反則金支払いを命じた¹⁶。この決定を不服としてクアルコムはEUの一般裁判所（旧、欧州連合司法裁判所）に上訴。一般裁判所は2022年6月、欧州委員会の決定を全面的に破棄し、その理由を、欧州委員会の決定に至る過程で適正ではない手続が行われ、委員会の分析結果に合理性がないためと説明した。

4.2 欧州委員会の決定

関連市場はLTEチップセット市場で、その範囲は世界規模である。クアルコムは2011年から2016年まで、世界の関連市場でLTEチップセットを支配する地位にあった。2010年以降は、世界のLTEチップセット市場で大きな市場占有率を誇っており、他社の参入やシェア拡大には多くの困難が伴った。また、チップセットの顧客

には、クアルコムの支配的な地位に影響を与える力は無かった。

クアルコムは、世界のLTEチップセット市場で支配的な地位を濫用した。まず、クアルコムがアップルに支払う対価は、排他権確立のための対価と認められる。次に、競合するLTEチップセットに乗り換える意欲をアップルから奪っている。さらに、クアルコムが提出した利益分析は、必ずしもクアルコムの主張を裏付けるものでない。そして、クアルコムは、アップルへの対価が効率性を達成するために必要不可欠であると主張するが、その主張は証拠により立証されていない。

Intel製のLTEチップを搭載したiPhone7が発売された2016年9月に両社間の契約が終了したため、欧州委員会の決定が出された時にはクアルコムの競争法違反の状態は収束されているが、委員会の決定に記載されたような行為及びそれと同じような効果をもたらす行為は禁止されなければならない¹⁷。

4.3 一般裁判所の判決

欧州委員会の調査によれば、支配的地位の濫用の有無についての判断は、契約に販売促進のための対価規定があることが決め手となった。つまり、クアルコムとアップルの間の契約の対価規定により、アップルはLTEチップセットの調達義務を果たすことが求められた。委員会は、このような状況下での対価を排他的支払い（exclusivity payments）と位置づけ、それを反競争的な効果をもつものと判断した。競合するLTEチップセット供給者に切り替える意欲をアップルから奪ったという理由からである。

当裁判所（一般裁判所）は、欧州委員会のそのような決定を破棄する。委員会の調査にはクアルコムの裁判での抗弁機会を損ねる手続上の瑕疵が多くあり、対価の支払規定の反競争的な効果についての分析にも問題があるからである。クアルコムは裁判で自らを守るための権利（防衛権）をもつが、本件の関連書類を整理す

16 – Commission Decision of 24 January 2018 relating to a proceeding under Article 102 of the Treaty on the Functioning of the European Union and Article 54 of the EEA Agreement (Case AT.40220 – Qualcomm (Exclusivity Payments))

17 – Summary of Commission Decision of 24 January 2018 (notified under document C(2018) 240) から作成

る際、委員会に多くの不手際があった。具体的には、ファイルの選択基準に問題があり、調査目的に関連して行われた情報収集のためのインタビューの扱いに問題があった。第三者との面談や電話会議の開催についての配慮が十分ではなく、記録保存の義務が守られなかった。

また、LTEとUMTSの両チップセット市場での濫用について、その適用を慎重にすべきであるとの意見が出されていたにも拘わらず、欧州委員会はLTEチップについての支配的地位の濫用だけに限定して調査を進めた。

クアルコムが提出した経済分析の根拠となるデータの関連性に影響を及ぼす反対意見の修正に関して、委員会はクアルコムからヒアリングを行うべきであった。必要ならばその分析結果を採用すべきであった。しかし、委員会の決定はそのような機会を持たずに出された。これは、クアルコムの防衛権を侵害したことになる。

アップルへの支払いを規定する対価条項は販売促進奨励のために設けられたものであるが、それが反競争的効果をもつかどうかについて、欧州委員会は、問題の対価がアップルのiPhoneとiPadの両方のLTEチップ需要を制限したと結論付けている。しかし、その決定にあたり、関連事実の全てが考慮されなかったことも問題である。

対価条項が2014年と2015年に発売されたiPad用LTEチップセットの供給先を競合サプライヤーに変更する意欲をアップルから失わせたと認定しているが、当時、アップルにはクアルコムのLTEチップセット以外の代替チップセットを購入する選択肢は、技術上の理由から無かったことは明らかである。特にiPhoneに関してはそれが顕著であった。

欧州委員会の分析は、関連する事実関係の全てを考慮して行われたものではないため、それは違法である¹⁸。

4.4 小括

本章で紹介した一般裁判所の判決理由は、紙

幅の関係で要約的なものになっているため、「手続上の瑕疵」と「防衛権の侵害」についてだけ、裁判所の具体的な例示を紹介して本章のまとめとする¹⁹。

① 手続上の瑕疵

クアルコムの主張によれば、委員会が第三者との面談や電話会議の議事録を残さなかったのは、記録保存義務を定める欧州規則No.1/2003の19条が定める記録保存義務違反であり、クアルコムがその内容を知ったのは委員会の決定が出た後なので、その時点で抗弁内容を改めることはできなかった(179段)。それに対して委員会は、問題の面談や電話会議は委員会の調査に必要な情報収集のためのものであり、それらは規則19条が対象とする「インタビュー」には該当しないと反論する(180段)。

規則19条は、調査のための情報収集として実施されるいかなるインタビューもその対象とする。そこには、インタビューにあたらぬとする種類の面談や会議の規定はない(181/182段)。従って、委員会が実施した面談及び電話会議については、それが本件調査のための情報収集として実施された限り、規則19条が適用される(185段)。

調査目的で行われる面談や電話会議について、委員会は規則19条の下でその記録を残し、それを関係ファイルに残す義務がある。しかし、委員会はその義務の履行を怠った(201段)。

② 防衛権の侵害

クアルコムの主張は、委員会が行った第三者とのインタビューの内容が分かっていたら、特に、市場の定義、市場力、独占的地位、効率性の阻害などについての抗弁をより説得力をもつものにできたというもの。インタビュー内容を事前に知っていたら、裁判所に提出した書類(附属書A.9.7)に記載した内容を改変・修正できたと主張する(203段)。

事件のファイルに、インタビュー関連の議事録はなく、調査関連の情報の正確性を確認することができない(207段)。しかし、クアルコム

18 - Judgment of the General Court in Case T-235/18, Qualcomm v Commission (Qualcomm - Exclusivity Payments)

19 - 判決文が長文なため、読者の利便を考え対応する判決文のParagraph番号を「段」として本文中に入れた。

が裁判所に提出した書類は、インタビュー内容を事前に知っていればクアルコムの抗弁理由を改善できたという主張の正当性を裏付けているように思われる(210段)。

クアルコムが提出した附属書A9.7を委員会が不受理扱いにしたことは認められない。その中の図表から、インタビューに関連したクアルコムの議論を裏付けることができるし、他の附属書(C.12、D.9)には、当事者間で行われた幅広いやりとりが収載されており、それらは附属書A9.7の図表の適正さを支持するものである(214段)。

「欧州委員会が第三者に行ったインタビューの議事録を適正に作成しなかった」「そのようなインタビューがあった事実をクアルコムが知ったのは委員会の決定が出た後、本件提訴の前であった」—これらの事実から、欧州委員会はクアルコムの防衛権を侵害したという結論を導き出している。インタビューを受けた競合企業2社が取引拒否の事実を証言し、OEMメーカー2社がLTEチップセットの供給を受けたと証言したが、クアルコムがこれらの証言の内容を事前に知っていれば、より適切かつ有効な抗弁理由を準備できたであろう。そのことはクアルコムの証拠で立証されている(224段)。

5. おわりに

クアルコムの「ノーライセンス・ノーチップ」戦略については、日米欧のみならず、韓国、台湾そして中国など東アジアでも争われた。文末に一覧表を添付したので参照されたい。

東アジアでは、総じて、クアルコムに対し厳しい判断が示された。例えば、韓国では、クアルコムの独禁法違反が認められ、中国、台湾では反則金支払いを条件に和解が成立した。これらの国や地域では、純粋な市場競争原理よりも国内産業の保護を志向する傾向が見られる。

中国では当局の最終決定により、中国のライセンスに対するSEPロイヤルティが減額され

ており、台湾では和解条件の一つとして台湾の産学に対するクアルコムによる資本投資が約束された。それにより台湾の大学での共同研究開発が促進されることを期待したものである。

最後に、公表された資料から、韓国、中国、台湾の和解内容を紹介して本稿のまとめとする。なお、韓国では大法院(日本の最高裁に相当)の判決が公表されているので、その要点をまとめた。

5.1 韓国

韓国の公正取引委員会は2016年12月、クアルコムに公正取引法違反、具体的にはFRAND義務違反及び市場支配的な地位の濫用があったとして1兆311億ウォン(約940億円)の課徴金を課する審決を下した。ソウル高等法院も市場支配的地位の濫用を認め、課徴金の処分も適法であると判決した。事案は韓国大法院に上告されたが、大法院は上告を全て棄却した。以下は、韓国大法院判決の骨子である。

クアルコムは、SEPライセンスをFRAND条件で許諾する宣言を国際的な標準化機関に行なっている。従って、クアルコムにはライセンス許諾を求めるチップセットメーカーに対し、誠実に交渉する義務がある。それにも拘わらず、競合チップセットメーカーに対してFRAND条件での誠実な実施条件交渉を行わずに、携帯電話メーカーにライセンス契約の締結を強制した。

クアルコムがライセンス許諾を受ける意思のある競合チップセットメーカーに対して、FRANDライセンスの契約締結を拒絶し、制限条件のあるライセンス契約を締結したのは、FRAND条件でのライセンス許諾ではない。ライセンス制限及び抱き合せに含まれる販売先制限や営業情報報告義務によって、競合チップセットメーカーの事業活動は困難になった。チップセットの販売先がクアルコムとのライセンス契約を締結した携帯電話メーカーに限定されたような営業情報を競合事業者であるクアルコム

に四半期ごとに報告しなければならなかったからである。

クアルコムは、チップセットを求める携帯電話メーカーに対しライセンス契約の締結を求め、クアルコムが支配的な地位にあるチップセットの供給を交換条件にしたため、FRAND条件でのライセンス交渉は困難になった。さらに、携帯電話メーカーとのチップセット供給契約を締結する際に「携帯電話メーカーがライセンス契約に違反する場合には、チップセット供給契約を破棄するかチップセットの供給を中断・保留することができる」等の約定により、チップセットの供給とは直接関係のないライセンス契約違反のみによってもチップセットの供給が中断・保留され、携帯電話事業全体に危機がもたらされ得るようにして携帯電話メーカーにライセンス契約の締結及び維持を強制した。こうした抱き合せは「取引相手である携帯電話メーカーに不利益になる取引又は行為を強制した行為」に該当する²⁰。

5.2 中国

クアルコムは2015年2月9日、中国の国家発展開発改革委員会 (NDRC) との間で、クアルコムに対する独占禁止法違反調査について和解が成立したと発表した。NDRCは、クアルコムが独占禁止法に違反したとして行政処分を発表し、その処分について争っていたが今後この処分について争わないことに合意したものの。クアルコムの中国でのビジネス方針を改める改善計画により、NDRC命令の要件が充足されたため、当局との和解内容は次のとおり。

3G/4GのSEPについてのライセンスは非SEPライセンスとは区別し、交渉時に特許リストを提供する。中国企業からクロスライセンスを求める場合、交渉は誠実に行い、対価を公正なものとする。

中国で販売されたブランド品のためのSEPライセンスについては、CDMA/WCDMAを使用しない3Gは実施料を5%とし、4Gは3.5%とする。ただし、実施料は製品の純販売価格の65%を基準とする。

以下の顧客に対しては、ベースバンドチップの販売を条件にしない。1) NDRCが問題にした条件でのライセンス契約に調印したチップ購入者、及び2) ライセンス契約の条件に問題があるとして争っているチップ購入者。

クアルコムはNDRCに対し、和解金として60億8800万元 (当時のレートで約1150億円) を支払う²¹。

5.3 台湾

クアルコムは2018年8月9日、クアルコムが当事者となっている全ての紛争について、台湾公正取引委員会と和解し、台湾知財庁に係属中の争訟を取下げると発表した。

クアルコムはクアルコムの無線通信関連のSEPライセンシーとの交渉で誠実かつ公正の原則を維持することを約束し、当局に対し、9300万米ドルの課金を和解金の一括払いとして支払う。さらに、今後5年間、台湾の関連業界の発展のための援助を行い、台湾技術開発センターの発展のための投資を行うなど、台湾当局に協力する。これにより、台湾の無線通信業界との協力関係が拡大し、5G技術の速やかな導入に意向することに注力できる²²。

20 - 韓国大法院の判決内容の全文については、キム・ウォン、イ・ホジュン著「公正取引に関する最近の韓国大法院判決」(本誌Vol.64, No. 3, 58 ~ 68頁)を参照されたい。

21 - この内容はクアルコムのPress Releaseに依った。(https://www.prnewswire.com/news-releases/qualcomm-and-chinas-national-development-and-reform-commission-reach-resolution-300033147.html)

22 - 出所、クアルコムのPress Release (https://www.qualcomm.com/news/releases/2018/08/qualcomm-and-taiwan-fair-trade-commission-reach-settlement)

クアルコムのライセンス戦略についての各国・地域の審判決例一覧(年代順)

国(年)	判断主体	結果	注記
中国 (2015年)	中国国家発展改 革委員会 (NDRC)	60億8800万元(約 1150億円)の支払 命令を出す。	当局は、クアルコムの支配的地 位の濫用を認定した。
台湾 (2017年)	公平交易委員会	27億3千万台湾ドル (約98億円)の支払 命令を出す。	将来5年間の7億ドルの投資を見 返りに234億ドルから減額し た。
日本 (2019年)	公正取引委員会 審判廷	排除措置命令を取消 す。	審判により「排除措置命令」を 全面的に取り消した。
米国 (2020年)	第9巡回区連邦 控訴裁判所	地裁判決を破棄し、 反トラスト法違反を 否定した。	地裁はモデムチップとSEPライ センスの抱合せを独禁法違反と 認定していた。FTC上告断念。
EU (2022年)	欧州連合一般裁 判所(旧第一審 裁判所)	ECの制裁金支払命 令を無効にした。	ECの競争総局は、競争法違反の 制裁金として2億4200万ユーロ の支払い命令を出していた。
韓国 (2023年)	韓国大法院	下級審判決を支持 し、公正取引法違反 を認め、課徴金支払 いを支持した。	韓国公取委は「FRAND義務違 反」と「市場支配的な地位の濫 用」を認め1兆311億ウォン(約 940億円)の課徴金を課した。